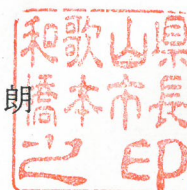


橋本市告示第40号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第10条第1項の規定により、申請のあった南海橋本林間田園都市第三ー4地区土地区画整理事業に係る事業計画の変更については、認可したので、同条第3項において準用する同法第9条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和8年2月16日

橋本市長 平木 哲朗



1. 施工者の名称

南海電気鉄道株式会社

2. 事業施工期間

平成12年12月8日から令和16年3月31日まで

3. 施工地区

南海橋本林間田園都市第三ー4地区

（橋本市隅田町垂井、橋本市隅田町山内の各一部）

4. 土地区画整理事業の名称

南海橋本林間田園都市第三ー4地区土地区画整理事業

5. 事務所の所在地

大阪市中央区難波五丁目1番60号

6. 施行認可の年月日

平成12年12月 8日

7. 変更認可の年月日

令和8年2月16日